

第3回川口市市民投票条例策定委員会 会議録

会議の名称	第3回 川口市市民投票条例策定委員会
開催日時	平成24年4月6日(金)午後6時30分から午後8時30分
開催場所	西公民館 会議室3号
出席者	(委員長)金井委員長 (副委員長)三宅副委員長、齋藤副委員長 (委員)小森委員、水野委員、松本委員、駒見委員、山野委員、 藤波委員、加藤委員、稲川委員、芝崎委員、板橋委員、 小林委員、近藤委員
会議内容	素案について 今後の予定について
会議資料	1 重要項目 「市民投票に付することができる事項」 2 重要項目 「投票権を有する者の資格」 3 各市市民投票条例比較 4 川口市市民投票条例素案と他市の比較
発言内容	<p>1 開会(午後6時30分) 事務局 それでは、これより第3回川口市市民投票条例策定委員会を開会する。本日の出席者は全員であるので、川口市市民投票条例策定委員会条例第7条第2項の規定により、この会議は成立している。 傍聴希望者が1名いるため入室していただく。 本日の議題は、「重要項目 市民投票に付することができる事項」と「今後の予定について」である。 (机上配付の資料確認)</p> <p>2 素案について 委員長 本日は、重要項目 市民投票に付することができる事項について、議論をすすめていきたい。まず、事務局から資料についての説明をお願いする。</p> <p>事務局 資料5の1は、重要項目 市民投票に付することができる事項の趣旨、素案の条文、検討事項をまとめたものである。検討事項の第1点目は、市民投票に付することができる事項をどのように規定するか、第2点目は、市民投票の対象から除外される事項についてである。素案では、市の権限に属さない事項、法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項もっぱら特定の市民又は地域に関する事項、市の組織、人事財務に関</p>

する事項、 地方税などの賦課徴収等に関する事項、 その他、 市民投票に付すことが適当でない事項を除外事項としている。

委員長

ただいまの説明に関して、 意見、 質問をお願いします。

委員

私は以下の5つの理由により、 市民投票を実施することには危険があると感じている。 直接民主主義的手法である市民投票を採り入れることは間接民主主義の原則に反するのではないかということ、 重要施策の意思決定が遅くなること、 大衆迎合の政治になり得ること、 投票の結果が正しいかどうか不明であること、 悪用する団体が出てくるのではないかということについて懸念している。しかし、この素案であれば、そうした危険性を排除できるのではないかと考える。

委員

投票に付する事項の除外規定第1号「市の権限に属さない事項」について、たとえば国が管理している荒川の土手の整備については、市の権限が及ぶのか。

事務局

国が管理している河川については、整備をするかどうかの投票は実効性がないが、国に整備を求めることについて、投票で問うことは可能である。

委員

除外される事項がこのように多いと、逆にどのようなことが市民投票の対象となるのか。また、かつて他市で実際に市民投票が行われたことがあるのか。

事務局

調査した範囲では、常設型の市民投票条例を設置している市町村では今のところ行われていない。

委員

第4条の請求手続きの要件を満たす必要があるため、実質的に特異なテーマが投票の対象になるとは考えにくい。

委員長

第4条の手続きがあるため、発議権者が対象事項をきちんと考えるのであろうから、除外規定がいらぬのではないかという考え方もあり得る。

委員

除外規定は必要である。

例えば、新庁舎を建てる際の場所については、除外規定にあてはまらない。

委員

ただし書き第6号について、投票に付することが「適当でない」とはどのようなことか。また「明らかに認められる」とは誰が認めるのか。

事務局

公序良俗に反するものなどを想定している。

第4条により、判断するのは市長である。署名集めにも多大な労力を要するため、署名集めの前に判断するものとする、という趣旨で原案を作っている。

委員

署名を集める前に判断するという事は条例に明記すべきではないか。

委員長

原案の規定のままでは、市長が恣意的に判断するという可能性も想定される。

委員

簡潔にいうと、市長の判断で決まるのか。

事務局

市長が条例に基づいて重要かどうかを判断するという事であり、その基準を定めるのが本条例である。

委員長

条例できちんと規定すること自体が、市長の恣意性を排するという事になる。

副委員長

投票を行うことができる要件としては「特に重要な事項」という規定であり「賛否を問う」の2点しかない。他市では、「福祉に重大な影響を与える事項」や「利害関係を有する事項」などを併せてもう少し数が多い。第2条ただし書き第3号で除外している「専ら特定の市民又は地域に関する事項」を逆に全市的なものを投票に付せる事項として、本文に明記するのによいのではないか。

副委員長

重要な事項であるかどうかということは、第4条の手続きを踏むことで判断できるのではないか。また第4条で市民または議会が請求をし、市長が投票を実施すると書いてあるため、重ねて第2条に市長が判断すると明記しないという考え方もあり得る。

委員

第2条のただし書きの除外事項にあてはまるかどうか、市長が判断することは妥当であるか。

委員長

原案ただし書き第1号において、国の直轄事項であっても市の意思表示については対象になるといった条例の解釈が明確であれば、第1号に関して、市長が恣意的になることはない。他の除外事項についてはどうか。

委員

第5号の地方税および保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項は、第4号の財務に関する事項に含まれないのか。

事務局

第4号は予算の調製、執行権について、第5号は市民の費用負担についてという区分けである。

委員長

原案第5号の解釈として、住民税減税について住民投票に付すことができるのか。

事務局

第5号にあたるため、行えない。地方自治法における条例制定請求でも、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除外としている。

ただ単に負担の増減を求める事項は除外するが、事業と併せて投票にかけることは可能である。

委員長

原案第4号第5号について、事務局はお金だけでなく事業と一体となった発議であれば住民投票の対象となるというが、それを市民が条文から読み取れるのか。

委員

条例の文言は理解できる。自治基本条例のように手引きをつくれればよいのではないか。

委員

手引きには、新庁舎問題など具体的に投票に付すことができるもの、できないものを示すとわかりやすいのではないか。

委員長

条例の文言はこのままの場合には、第5号について、事業とセットであれば対象とできるといった趣旨や解釈を手引きに載せるとよい。

委員

自治基本条例に「投票の結果を尊重」とあるため、ただし書きも必要である。大和市ではただし書きの規定がないが、なぜか。

事務局

大和市では、市民投票は、結果に拘束されない「市民の意見を聞く」というスタンスであることから、除外規定を設ける必要はないとしている。

委員

税の延滞金について、市が国に要望することについて、投票の対象とすることは可能で、市が延滞金を下げることについては投票の対象外か。

事務局

要望することについては対象となる。

委員長

原案の本文については、了承が得られているようなので、ただし書きについてまとめたい。

第1号については、国など他団体の権限に属する事務についても、それに対する市の意思表示については対象となるという趣旨である。要は、市の意思表示とは常に市の権限に属するということである。第2号、第3号については、特に異論がないようである。第4号については、市の内部的な事項であるので、市に任せてほしいという趣旨である。第5号については、単に負担の増減を求めるものは対象とならないが、事業と併せて費用負担について問うことは可能であるという趣旨である。第6号については、何が「明らかに認められる」のか、単に公序良俗に反するものでは説明が足りないのではないか。

委員

第4条の手続きがあるため、第6号の記載が必要かどうかということもある。また他市でもいれている事項である。

委員

第6号については、文言を残すべきであるが、条例全体を通して他の条文とのバランスを考慮すべきである。本日は結論を出さずに、条例を最後まで検討してから考えるべきではないか。

委員長

第2条のただし書き第5号までは、この文言でコンセンサスがとれた。第6号については、全体のバランスを考え全体としてどのようなものとするか検討していくこととする。

3 今後の予定について

委員長

次回の日程は、どうか。

事務局

今回は調整の結果、4月25日でお願いします。

次々回は5月10日か11日でお願いしたい。

委員長

それでは、次回は、4月25日(水)午後6時30分から開催する。

次々回は、5月11日(金)午後6時30分から開催する。

4 次回検討課題について

事務局

今回の検討事項は投票権を有する者の資格についてである。国籍要件、年齢要件、欠格事項について検討する。

委員長

質問があるか。

副委員長

通常の選挙で費用はどのくらいかかるのか。

事務局

知事選で1億円。年齢要件を広げると800~1000万プラスになると試算されている。

委員長

年齢、国籍については資料に他市の例の記載があるが、欠格事項についても他市の状況は、まとめているか。

事務局

次回までに他市の例を調査して資料を提出する。

委員

外国人登録者の人数は何人か。

事務局

平成24年4月1日現在 579,308人のうち21,598人(3.7%)である。

	<p>委員長 定住外国人、永住外国人の人数は何人が。</p> <p>委員 その人数に永住外国人・定住外国人は含まれているのか。</p> <p>事務局 確認して、次回お答えする。 5 閉会（午後8時30分）</p> <p>委員長 では本日の委員会は、以上で閉会とする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回以降日程	<p>次回 4月25日 午後6時30分から キュポラ第1、第2会議室</p> <p>次々回 5月11日 午後6時30分から 場所未定</p>